

社会福祉法人東和福社会
役員報酬規程

社会福祉法人東和福社会

社会福祉法人東和福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東和福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という）並びに評議員（以下、理事、監事、評議員をもって「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) この法人の役員とは、理事長及び業務執行理事、理事並びに監事をいう
- (2) この法人の役員等とは、理事長及び業務執行理事、理事並びに監事に評議員を加えた者をいう
- (3) この法人の役員のうち、この法人が設置経営する施設の職員を兼ねる役員を施設長という
- (4) この法人の評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない

(報酬の支給)

第3条 法人の役員等は、常勤役員・非常勤役員を問わず原則として無報酬とする。

ただし、法人業務又は法人運営の職務を行った役員等には報酬を支給する。

- 2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は無報酬とする。
- 3 法人の役員等に対しては、第1項記載の報酬の他は、期末皆勤手当その他の手当は支給しない。
- 4 第1項の報酬額は、次のとおりとする。

理事長 月額 25 万円

業務執行理事 月額 20 万円

(役員等の職務証跡)

第4条 役員等の報酬については、法人の職務証跡の資料として、役員等の出勤した時は自ら出勤簿に押印又はタイムカードに刻印し、その出勤記録と照らし合わせて報酬を支給する。なお、役員等の出勤印の押印漏れ又はタイムカードの刻印漏れが発生した場合はこれを認めないものとする。

(報酬の額の決定)

第5条 この法人の役員等の報酬は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 法人業務又は法人運営の職務を行った役員等に対する報酬は、法人職員給与の支給日である毎月5日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の営業日以外である土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成 4年 1月 1日より施行する。
2. この規程は、平成 15年 4月 1日より施行する。
3. この規程は、平成 18年 4月 1日より施行する。
4. この規程は、平成 26年 10月 26日より施行する。
5. この規程は、平成 29年 6月 18日より施行する。
6. この規程は、令和 3年 6月 6日より施行する。